

青森市営一般乗合自動車料金条例（平成十七年条例第二百二十四号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条～第三条（略）</p> <p>（料金の種類及び適用範囲）</p> <p>第四条 料金の種類及び適用範囲は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>（削除）</p> <p>三 定期旅客料金</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 通学定期旅客料金 <u>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に</u></p>	<p>第一条～第三条（略）</p> <p>（料金の種類及び適用範囲）</p> <p>第四条 料金の種類及び適用範囲は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 <u>回数旅客料金</u></p> <p>イ <u>普通回数旅客料金 旅客が不定停留所間を多回数乗車する（以下「回数乗車する」という。）場合</u></p> <p>ロ <u>通学回数旅客料金 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百三十四条に規定する各種学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条に規定する保育所、同法第四十条に規定する児童館、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項各号に掲げる施設その他これらに類する施設で管理者が特に必要と認める施設（以下「学校等」という。）に通学する者が回数乗車する場合</u></p> <p>ハ <u>買物回数旅客料金 管理者の定める運行区間内及び時間帯を主として利用する者が回数乗車する場合</u></p> <p>三 定期旅客料金</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 通学定期旅客料金 <u>学校等</u></p>

改正後	改正前
<p><u>規定する学校、同法第百三十四条に規定する各種学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条に規定する保育所、同法第四十条に規定する児童館、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項各号に掲げる施設その他これらに類する施設で管理者が特に必要と認める施設（以下「学校等」という。）</u></p> <p>に通学する者が定期乗車する場合</p> <p>ハ （略）</p> <p><u>三</u> （略）</p> <p>（乗車券の種類）</p> <p>第五条 乗車券の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 特殊券（フリールートカード<u> </u>）</p> <p>（削除）</p> <p><u>三・四</u> （略）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>（料金及び料金の計算方法）</p> <p>第七条 片道普通旅客料金については、第三条第二項による賃率の区分に従い、前条の規定によるキロ程を乗じて得たそれぞれの額を合算した額の範囲内で管理者が別に定めるものとし、特殊普通旅客料金については、<u>一日につき</u>七百円以内で管理者が別に定めるものとする。ただし、他の事業者と併行又は競合する路線において、その料金に差額を生じた場合は、差額の範囲内で調整することができるものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>に通学する者が定期乗車する場合</p> <p>ハ （略）</p> <p><u>四</u> （略）</p> <p>（乗車券の種類）</p> <p>第五条 乗車券の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 特殊券（フリールートカード<u>一日券</u>）</p> <p><u>三</u> <u>カード回数券（普通カード回数券、通学カード回数券又は買物カード回数券）</u></p> <p><u>四・五</u> （略）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>（料金及び料金の計算方法）</p> <p>第七条 片道普通旅客料金については、第三条第二項による賃率の区分に従い、前条の規定によるキロ程を乗じて得たそれぞれの額を合算した額の範囲内で管理者が別に定めるものとし、特殊普通旅客料金については、<u> </u>七百円以内で管理者が別に定めるものとする。ただし、他の事業者と併行又は競合する路線において、その料金に差額を生じた場合は、差額の範囲内で調整することができるものとする。</p> <p>2 （略）</p>

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p><u>3</u> 通勤定期旅客料金及び通学定期旅客料金については、乗車区間に対応する片道普通旅客料金(乗車区間が二以上の系統にわたるため、当該乗車区間に対応する片道普通旅客料金の設定がない場合にあっては、当該系統ごとに定められる片道普通旅客料金を合算して得た額と当該乗車区間を一系統とみなして第三条第二項及び前条の規定により算定した対キロ料金とを比較し、いずれか低い額。次項において同じ。)を一月につき六十倍し、<u>次条第一項第二号</u>の区分に従い割引した額とし、小児については、その半額とする。</p> <p><u>4</u> 通勤片道定期旅客料金及び通学片道定期旅客料金については、乗車区間に対応する片道普通旅客料金を一月につき三十倍し、<u>次条第一項第二号</u>の区分に従い割引した額とし、小児については、その半額とする。</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> 団体旅客料金については、第一項及び第二項の規定による片道普通旅客料金に相当する額に、それぞれ人員を乗じ、<u>次条第一項第三号</u>の区分に従い割引した額とする。</p> <p><u>7</u> 料金の計算上生じた端数は、次の区分により処理するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>二・三</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p>	<p><u>3</u> <u>回数旅客料金については、券面に表示された金額を次条第二号の区分に従い割引した額とする。</u></p> <p><u>4</u> 通勤定期旅客料金及び通学定期旅客料金については、乗車区間に対応する片道普通旅客料金(乗車区間が二以上の系統にわたるため、当該乗車区間に対応する片道普通旅客料金の設定がない場合にあっては、当該系統ごとに定められる片道普通旅客料金を合算して得た額と当該乗車区間を一系統とみなして第三条第二項及び前条の規定により算定した対キロ料金とを比較し、いずれか低い額。次項において同じ。)を一月につき六十倍し、<u>次条 第三号</u>の区分に従い割引した額とし、小児については、その半額とする。</p> <p><u>5</u> 通勤片道定期旅客料金及び通学片道定期旅客料金については、乗車区間に対応する片道普通旅客料金を一月につき三十倍し、<u>次条 第三号</u>の区分に従い割引した額とし、小児については、その半額とする。</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> 団体旅客料金については、第一項及び第二項の規定による片道普通旅客料金に相当する額に、それぞれ人員を乗じ、<u>次条 第四号</u>の区分に従い割引した額とする。</p> <p><u>8</u> 料金の計算上生じた端数は、次の区分により処理するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p><u>二</u> <u>回数旅客料金については、十円単位に四捨五入するものとする。</u></p> <p><u>三・四</u> (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p>

改正後	改正前
<p>(料金の割引)</p> <p>第八条 料金の割引は、次の区分による。</p> <p>一 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>三・三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>(普通券等の使用)</p> <p>第十条 普通券にあつては一人一回限り _____、団体券にあつては一団体一回限り、特殊券にあつては一人不定回数を通用期間内に限り、それぞれ有効とし、途中下車した場合は、_____ 特殊券を除き、前途無効とする。ただし、旅客の責に帰することのできない理由による場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(割増料金の徴収等)</p>	<p>(料金の割引)</p> <p>第八条 料金の割引は、次の区分による。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>カード回数旅客料金</u></p> <p>イ <u>普通カード回数券</u></p> <p><u>千百円券 九分一厘引</u></p> <p><u>三千三百六十円券 一割七厘引</u></p> <p><u>五千八百五十円券 一割四分五厘引</u></p> <p>ロ <u>通学カード回数券</u></p> <p><u>千三百円券 二割三分一厘引</u></p> <p><u>四千円券 二割五分引</u></p> <p><u>六千八百円券 二割六分五厘引</u></p> <p>ハ <u>買物カード回数券</u></p> <p><u>千三百円券 二割三分一厘引</u></p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>(普通券等の使用)</p> <p>第十条 普通券にあつては一人一回限り、<u>カード回数券にあつては一人不定回数を券面表示額内に限り</u>、団体券にあつては一団体一回限り、特殊券にあつては一人不定回数を通用期間内に限り、それぞれ有効とし、途中下車した場合は、<u>カード回数券及び</u>特殊券を除き、前途無効とする。ただし、旅客の責に帰することのできない理由による場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(割増料金の徴収等)</p>

改正後	改正前
<p>第十一条 (略)</p> <p>2 旅客が_____特殊券を不正に使用したときは、<u>当該特殊券</u>を無効としてこれを回収し、その旅客が乗車した区間に対応する片道普通旅客料金及びこれと同額の割増料金を徴収する。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第十二条～第十四条 (略)</p> <p><u>(ICカード)</u></p> <p><u>第十五条 管理者は、料金の支払に使用するICカード(電子的方法により利用可能金額その他必要な情報を記録することができるカードをいう。以下同じ。)を発行することができる。</u></p> <p>(料金の払戻し等による手数料)</p> <p><u>第十六条</u> 旅客が料金の払戻し等を請求した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を徴収する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 _____特殊券の破損等により新券を発行したとき。</p> <p>三～六 (略)</p> <p><u>七 ICカードに記録されている利用可能金額を払い戻したとき。</u></p> <p><u>八 ICカードを再発行したとき。</u></p> <p>2 前項に規定する手数料の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 (略)</p>	<p>第十一条 (略)</p> <p>2 旅客が<u>通学カード回数券、買物カード回数券又は</u>特殊券を不正に使用したときは、<u>当該カード回数券又は特殊券</u>を無効としてこれを回収し、その旅客が乗車した区間に対応する片道普通旅客料金及びこれと同額の割増料金を徴収する。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第十二条～第十四条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(料金の払戻し等による手数料)</p> <p><u>第十五条</u> 旅客が料金の払戻し等を請求した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を徴収する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>カード回数券及び</u>特殊券の破損等により新券を発行したとき。</p> <p>三～六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項に規定する手数料の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 <u>ICカード 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</u></p> <p>イ <u>利用可能金額の払戻し 一枚につき二百二十円 (利用可能金額が二百二十円に満たないときは、その額)</u></p> <p>ロ <u>再発行 一枚につき五百十円</u></p> <p><u>第十七条・第十八条 (略)</u></p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例の施行の際現に発行されているこの条例による改正前の青森市営一般乗合自動車料金条例第五条第三号に規定するカード回数券については、この条例による改正後の青森市営一般乗合自動車料金条例の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例により使用することができる。</u></p>	<p>二 <u>カード回数券 一枚につき二百円</u></p> <p>三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第十六条・第十七条 (略)</u></p>